

起債事業の実施に係る支障物件取扱要領

平成 2 0 年 5 月

函 館 市

起債事業の実施に係る支障物件取扱要領

(目的)

第1 この要領は、舗装工事の円滑化と市道管理の適正化を図るため、函館市が施行する舗装関連工事のうち主に起債事業において、市道用地測量を実施した際、市道を不法に占用している物件（以下「支障物件」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(道路用地の確定)

第2 起債事業による市道用地の確定に関しては、用地測量の結果に基づき土地所有者が立会いのうえで確定するものとする。

(支障物件の確定)

第3 支障物件は前項の道路用地が確定した時点で確定するものとする。

(支障物件の確認)

第4 支障物件が確定した場合は、道路建設課および管理課が現地を確認し、併せてその処置につき協議するものとする。

(基本方針)

第5 支障物件が現存する路線の工事については、原則として、その物件の所有者が当該物件を撤去した場合、または、その物件が現存していることを確認する旨の書面（以下「確認書」という。）を市長に提出した場合に実施する。

(工事の実施)

第6 支障物件の現存する路線の工事については、前項の基本方針に基づき実施するものとする。この場合において、確認書の提出があった支障物件の現存する路線の整備については、その物件の突出幅が市道の全体幅員に対して影響が少なく、交通安全上支障がないと認められるときは、その物件を回避して実施するものとし、その際には、市道の境界線を明確に判断できる措置をとるものとする。

(市道用地未確定の場合の措置)

第7 市道用地測量の結果，第2項の道路用地の確定ができない場合は，原則として土地所有者から起工承諾を得て工事を実施するものとする。

(支障物件撤去後の措置)

第8 第6項に掲げる工事の実施後，支障物件が撤去された場合，その補修は維持課が速やかに行うものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は，土木部長が別に定めるものとする。

附則

この要領は，平成20年5月1日から施行する。